



お知らせ・募集



くわしくは
浦添市
ホームページへ

税金・保険・年金

乗っていないバイク・軽自動車は3月までに抹消を!

市民税課 (876) 1273

軽自動車税は毎年4月1日現在でバイク・軽自動車を所有している人に納税義務があります。登録・名義変更・住所変更・廃車などの手続きは3月までに済ませましょう。車種により問い合わせ窓口が異なります。左の表でご確認ください。

車種	受付場所
・原付バイク(50cc～125cc) ・小型特殊自動車 ・ミニカー	浦添市役所 市民税課 軽自動車税係 ☎(876) 1273
・軽二輪(126cc～250cc) ・軽自動車	全国軽自動車協会連合会 沖縄事務所 ☎050(3816)3126
・二輪の小型自動車 (251cc以上)	陸運事務所 ☎050(5540)2091

《原付バイクの手続きに必要なもの》

●新規登録

販売証明書(または廃車証明書)、名義人の印鑑、自賠責保険証明書

●名義変更(浦添市ナンバー)

標識交付証明書、新・旧両方の名義人の印鑑、自賠責保険証明書

●名義変更(他市ナンバー)

標識交付証明書、新・旧両方の名義人の印鑑、ナンバープレート、自賠責保険証明書

●抹消(廃車)

標識交付証明書、ナンバープレート、名義人の印鑑

※バイクの手続きの際は、届出人(窓口に来る人)の本人確認を行いますので、身分証明書(運転免許証等)をご持参ください。

※未成年(19歳未満)の人が新規登録、名義変更される場合は保護者が記入した「同意書」の提出も必要です。

土地および家屋価格等縦覧簿の縦覧

資産税課

☎内線2261～2265

地方税法第416条第1項の規定により、平成31年度土地価格等縦覧簿および家屋価格等縦覧簿を縦覧するこ

とができます。縦覧帳簿には、市内にある土地・家屋の価格等が記載されています。

この機会に、ご自身の資産と他の資産を比較して、その資産が適正に評価されているか、ご確認ください。

なお、期間を過ぎると縦覧できなくなりますので、ご注意ください。

縦覧できる人	・市内の土地または家屋の納税者・納税管理人 ・代理人(納税者からの委任状が必要です)
縦覧場所	浦添市役所2階 資産税課窓口
縦覧期間	4月1日(月)～5月7日(火)(土日・祝日を除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
必要なもの	納税通知書または運転免許証などの身分を証明できるもの ※代理人が縦覧する場合は上記に加え委任状
手数料	無料

平成31年度の固定資産税納税通知書の発送

資産税課

☎内線2261～2265

固定資産税の納税通知書は4月初旬に発送します。納税通知書が届きましたら内容の

ご確認をお願いします。納税通知書が届かない場合には、資産税課まで問い合わせください。

平成31年度国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険課

☎内線3717～3725

●郵送による更新
平成31年1月31日現在、国民健康保険税の滞納がない世帯には、2月下旬から被保険者証を簡易書留で郵送しています。

●窓口での更新

平成31年1月31日現在、国民健康保険税の滞納がある世帯、修学中の学生で修学特例(学)の保険証または施設入所等で遠隔地(学)の保険証が交付されている被保険者は、国民健康保険課窓口での更新となります。窓口更新の世帯にはハガキで更新日を通知します。指定日に来庁できない場合は、必ず3月29日(金)までに更新をしてください。

なお、更新に際して国民健康保険税の滞納がある世帯は、納税相談を併せて行います。

※後期高齢者医療被保険者証の更新は7月からです。

●更新場所 国民健康保険課15番窓口(浦添市役所1階)

期間 3月29日(金)まで

※土日・祝日を除く。

●受付時間 午前8時30分～午後11時30分、午後1時～午後4時30分

協会けんぽ沖縄支部の健康保険料率変更
全国健康保険協会(協会けんぽ) 沖縄支部
☎(951) 2246

平成31年3月分(4月納付分)から協会けんぽ沖縄支部の保険料率が変わります。

●健康保険料率
9.93%(現行)→9.95%(平成31年3月分)

●介護保険料率
1.57%(現行)→1.73%(平成31年3月分)

※任意継続被保険者の保険料率は平成31年4月分(4月納付分)から変更となります。

●健康保険料率は加入している都道府県支部毎に異なります。

暮らし・環境・福祉

各種相談窓口のご案内

市民生活課

☎内線3012

●市民相談室・消費生活相談室
☎(851) 5059

各種相談無料。秘密厳守します。

●場所 市民相談室(市役所1階) ※人権相談の場所は男女協働参画ハートセンター

●市民相談

市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する意見や要望、苦情など

●日時 月～金曜日、午前9時～午後5時(※祝日除く)

●法律相談(要予約)

市民相談に関わる諸々の法律相談。

●日時 弁護士相談は毎週火曜日、司法書士相談は毎週水曜日、ともに午後2時～午後4時30分

●行政相談

行政機関等の業務に関する相談。

●日時 毎週木曜日(第5週木曜日を除く) 午後2時～午後4時

●消費生活相談

日時 毎週月・水・金曜日午前10時～午後4時

●人権相談

●日時 毎月第1木曜日午前10時～午後4時
※各種相談窓口は正午～午後1時、土日・祝日は休みです。

●引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに!
●市民課
☎内線3065・3066

住民票の住所の異動届は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。入学、進学などで引越された学生などの住所は、原則、現在住んでいる寮、アパートなどが住所地になりますので忘れずに手続きしましょう。

●3月・4月は市民課窓口が大変混み合います。休日窓口開設のお知らせ

市民課

☎内線3065・3066

4月は新生活が始まる時期で、転入・転出などの住民異動届の手続きのために多くの人が市役所を訪れます。そのため、3月下旬から4月上旬にかけて窓口が大変混み合い、待ち時間が2～3時間になることもあります。そこで、混雑の緩和と平日来庁できない人のために休日窓口を開設します。

●休日窓口の開設

日時 3月31日(日)・4月7日(日)

●受付時間 午前8時30分～午後11時30分、午後1時～午後4時30分

●場所 市役所1階 市民課
●対象となる手続き 主に住民票等の証明書の交付や住民異動届の受付です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

●引越しの水道の使用開始・中止には手続きが必ず必要です

水道部営業課

☎(877) 8476・8460

引越など水道の使用開始または使用中止をしたいときは、作業希望日の2～3営業日前までご連絡ください。

バスレーン延長しました!

2/12より 58号 バスレーン区間延長 大謝名→伊佐 夕方北向け 17:30-19:00

旭橋 久茂地 天久 安謝 勢理客 仲西 牧港歩道橋 大謝名 伊佐

ご理解ご協力をお願いします。

現在、国道58号の北向け車線には、午後5時30分から午後7時の間、那覇から牧港南交差点付近までバスレーンが導入されていますが、2月12日(火)から、大謝名交差点から伊佐交差点付近までの区間についても、バスレーンを導入しています。

問い合わせ
【バスレーン延長に関すること】 沖縄県交通政策課 ☎(866) 2045
【交通規制に関すること】 沖縄県警察本部 (代表) ☎(862) 0110